

3 参考資料編

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」について

1 はじめに

年々、国内に暮らす外国人は増えており、埼玉県でも145,997人（平成28年6月末現在・法務省在留外国人統計より）と過去最高となっている。こうした中、言語、宗教、文化、習慣の違いから、外国人の人権に関わる様々な問題が起きている。

特に、特定の民族や外国人の人々を排斥する差別的な言動として「ヘイトスピーチ」が社会問題となっており、平成28年6月3日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ対策法」）が公布・施行された。

日本では、ラグビーワールドカップ2019日本大会、2020年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、外国人と接する機会が今後益々増加することが予想される。

このことから、互いに文化の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、同じ地域に住む一員として共に生きていこうとする態度を児童生徒に育成する必要がある。

2 ヘイトスピーチ対策法成立までの経緯

平成25年5月 第183回国会・参議院予算委員会でのヘイトスピーチに関する質疑において、安倍首相は「一部の国、民族を排除する言動があるのは極めて残念なことだ。」と答弁した。

谷垣法務大臣が、ヘイトスピーチに関する記者会見をした。※1

平成26年7月 国連自由権規約委員会は日本政府に対してヘイトスピーチに係る見解を示した。※2

平成26年8月 国連人種差別撤廃委員会は日本政府に対してヘイトスピーチに係る見解を示した。※3

平成26年12月 最高裁は、平成21年学校法人京都朝鮮学園に対する街宣活動を行った団体に、約1,200万円の損害賠償等を命じる判決を下した。

平成26年12月 さいたま市議会でヘイトスピーチに対する意見書が採択された。（この他、東京都、神奈川県等都道府県議会、上尾市、宮代町等市町議会等において同様の意見書が採択された。）

平成27年1月 法務省は、「ヘイトスピーチ、許さない。」と呼びかける内容のポスター約1万6千枚を学校や企業などに配布した。

平成28年6月 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」公布・施行

※1 特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動に関する谷垣法務大臣発言

都内等で行われたデモにおいて特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が見られるといった、いわゆるヘイトスピーチが議論になっており、その中には「殺せ」などといった過激な内容が含まれる場合もあるという報道がなされています。昨日の参議院法務委員会でも議論となり、私も答弁させていただいたのですが、こうした行為は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることにもつながりかねないもので、一人一人の人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会を実現するという観点からは、甚だ残念なことでございます。これまでも法務省の人権擁護機関では、外国人に対する差別の問題を含む人権問題について、様々な啓発活動を行ってきたところですが、最近では、このような外国

人を排斥するような言動について報道されるなど、社会の関心を集めている状況がございますので、今後とも、こういった差別のない社会の実現に向けた啓発活動に一層積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、一人一人の人権が尊重される社会を実現していくために、我々がどのように考えていくのかということ国民の皆様においても見つめ直す機会にさせていただけたらと思っております。

平成26年度版「人権教育・啓発白書」 法務省・文部科学省編より

※2 国連自由権規約委員会の見解

・韓国・朝鮮人、中国人、部落民といったマイノリティ集団のメンバーに対する憎悪や差別を煽り立てている人種差別的言動の広がり、そして、こうした行為に刑法及び民法上の十分な保護措置がとられていないことについて、懸念を表明する。

・当局の許可を受けている過激派デモの数の多さや、外国人生徒を含むマイノリティに対して行われる嫌がらせや暴力、そして「Japanese only」などの張り紙が民間施設に公然と掲示されていることについても懸念を表明する。

自由権規約委員会「日本の第6回定期報告に関する最終見解」より

※3 国連人種差別撤廃委員会の見解

・憎悪及び人種差別の表明、デモ・集会における人種差別的暴力及び憎悪の扇動にしっかりと対処すること。

・インターネットを含むメディアにおいて、ヘイトスピーチに対処する適切な措置をとること。

・そのような行動について責任ある個人や団体を捜査し、必要な場合には、起訴すること。

・ヘイトスピーチを広めたり、憎悪を扇動した公人や政治家に対して適切な制裁措置をとることを追求すること。

・人種差別につながる偏見に対処し、また国家間及び人種的あるいは民族的団体間の理解、寛容、友情を促進するため、人種差別的ヘイトスピーチの原因に対処し、教授法、教育、文化及び情報に関する措置を強化すること。

人種差別撤廃委員会「日本の第7回・第8回・第9回定期報告に関する最終見解」より

3 ヘイトスピーチ対策法とは

ヘイトスピーチ対策法は、適法に日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する「不当な差別的言動は許されない」と明記し、対象の言動を「差別的意識を助長する目的で、公然と危害を加える旨を告知したり、著しく侮蔑したりして地域社会から排除することを扇動する」と定義した。

国に対し相談体制の整備や教育、啓発活動の充実に取り組むことを責務と定めるとともに、自治体には同様の対策に努めるよう求めている。

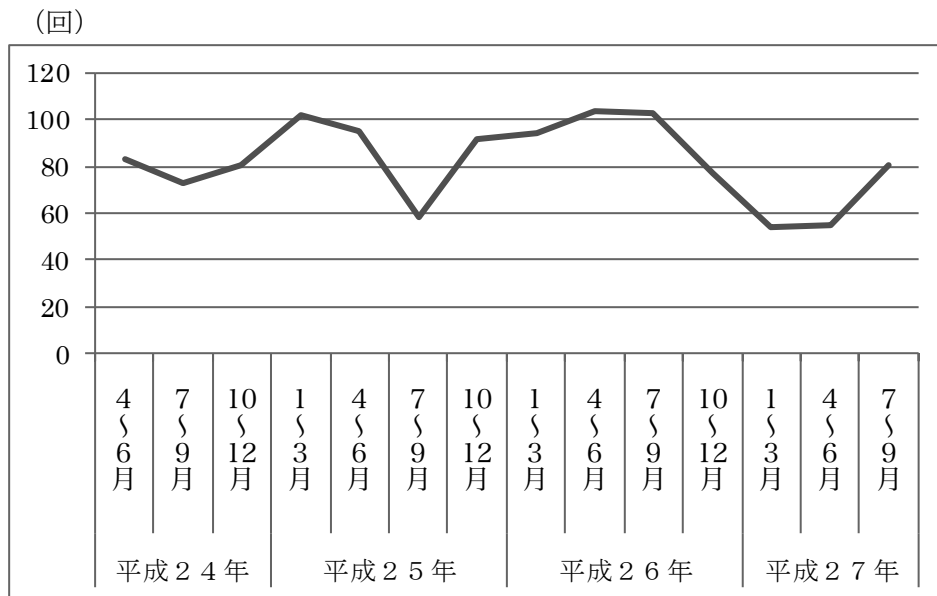
対策法成立に先立って学校等に配布された法務省人権擁護局のヘイトスピーチに関するポスターやリーフレットには次のような内容が記されている。

- 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めている。
- こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねない。
- 一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されない。

4 ヘイトスピーチの発生状況

「公益財団法人 人権教育啓発推進センター」調査

「全国デモ・街宣活動」の行動回数(四半期別)平成24年第2四半期～平成27年第3四半期



地域別発生状況

(回)

関東	527	北海道	70	東北	33
近畿	276	九州・沖縄	64	甲信越・北陸	1
中部	125	中国	56	四国	0

【参考】地域別在留外国人数 法務省「在留外国人統計」より

(人)

関東	1,084,825	北海道	26,756	東北	50,212
近畿	454,560	九州・沖縄	124,796	甲信越・北陸	100,256
中部	342,038	中国	92,389	四国	29,767

見聞きしたことがありますか?

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

法務省 ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発バナー

5 ヘイトスピーチの解消に向けた教育活動等

1 授業における教育活動

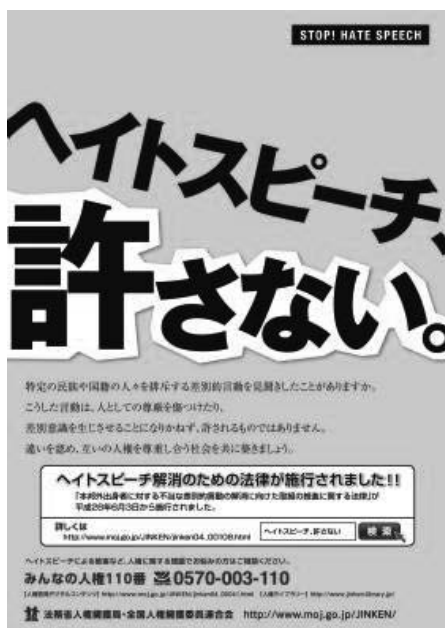
- 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、
 - ・ 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接すること
 - ・ 法や決まりの意義を理解した上でそれらを守り、自他の権利を大切にすること
 - ・ 他国の人々や文化について理解し、国際親善に努めること 等について指導することを通じて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）を解消するための教育活動等を推進する。

2 教職員への研修

- 教育委員会及び学校において研修等に取り組む。

3 啓発活動

- 法務省が作成したポスター等を活用した啓発活動を行う。



法務省ポスター

【参考文献】

- ・「2 ヘイトスピーチ対策法成立までの経緯」について
平成26年版「人権教育・啓発白書」 法務省・文部科学省編
- ・「4 ヘイトスピーチの発生状況」について
平成27年度法務省委託調査研究事業「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」
公益財団法人 人権教育啓発推進センター
- ・「5 ヘイトスピーチの解消に向けた教育活動等」について
平成28年度人権教育指導主事連絡協議会における文部科学省行政説明資料

【参考】

法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html